

(様式)

パブリックコメント実施結果報告書

令和2年4月8日

担当課	県土総務課
担当者	長谷川
連絡先	0857-26-7454

パブリックコメントのテーマ：建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画（案）

1 手段別意見応募件数（意見件数を記入し、応募者数は（ ）書きをしてください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民参画協働課・ 総合事務所等 (意見募集箱)	電子 アンケート	説明会等	その他	計
()	()	1 (1)	()	502 (502)	()	()	503 (503)

2 応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部反映を含む)		
既に盛り込み済み		
今後の検討課題	503	<p>【電子メール】</p> <ul style="list-style-type: none">・建設現場での安全及び健康の確保のためには、現場の判断が第一。現場で中断等の判断をするのは監督や監督員であり、作業員ではないことから判断や対策が遅れる。事前に講じた安全対策のほか、現場からの提案は、当初設計されていなくても受発注者が積極的に取り入れて対策を図ることが重要である。 <p>【電子アンケート】</p> <p>〔問〕今後、あなたが住宅を取得等する際に、施工業者から必要な安全衛生経費の負担を求められた場合、その費用を支払いますか。</p> <ul style="list-style-type: none">・公的なルールがあって金額が決まっていれば支払う（金額の妥当性に不安を感じる）。・施工業者からきちんと説明を受けて、納得ができれば支払う。・安全衛生経費が目的どおりに使用されるかどうか疑問に感じる。 <p>〔問〕建設工事に係る「安全衛生経費」の重要性を県民の皆さまに理解していただくためには、どのような取組が最も効果的だと思いますか。</p> <ul style="list-style-type: none">・見積り段階で一定率等をプラスし、第三者にその金銭を供託するようなシステムが必要。・法令等で費用負担を明記する。・工事受注者が発注者に正確に説明できるよう、説明すべき項目、内容等の基準を設ける。・安全衛生経費は、施工業者が技術の質を確保するための自衛策として自らの負担で行うべき。・経費の必要性は理解できるが、安全対策は発注者と受注者が共同で負担するものである。
対応できない		
その他上記に分類 できないもの		
計	503	

3 公表方法として該当するものに○を付けてください。

とりネットでの公表（担当課による）	報道機関への提供	県議会への報告	広報紙等への掲載	関係団体等への報告	その他
○		○			